

令和4年12月7日

保護者の皆様へ

四国中央市教育委員会  
教育長 東 誠

### 季節性インフルエンザ罹患時の学校（園）への届け出について

日頃は、当市の学校教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

これまで、児童生徒及び園児が学校保健安全法で定められた学校感染症に罹患した場合、医療機関で受診し、医師が作成する「出席停止証明書」を学校（園）に提出していただくこととしておりました。

このたび、インフルエンザについては、医療のひっ迫を回避することや保護者様の負担を考慮し、「出席停止証明書」の取り扱いを廃止することといたしました。しかしながら、学校（園）でのまん延の防止及び出席停止期間等を正しく把握する必要があります。

つきましては、医療機関で受診し、インフルエンザと診断をされた場合は、**「インフルエンザ登校（園）再開届」**をお渡ししますので、まずは学校（園）まで連絡をお願いします。**保護者様でご記入のうえ、登校（園）再開日に学校（園）へご提出ください。**この用紙に医療機関の証明は不要です。

なお、インフルエンザ以外の学校感染症については、これまでどおり、登校（園）を再開する際に医師が作成する「出席停止証明書」の提出をお願いいたします。学校（園）から「出席停止証明書」をお渡ししますが、医師が作成したものであれば別様式のものでもかまいません。登校（園）の目安は、医師の指示に従っていただくようお願いいたします。